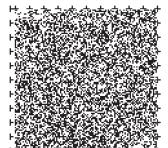


## 第3章

# 計画の理念・ 目標と体系

この章では、計画の基本的な理念や目標、

施策の体系などをご紹介します



### 3章

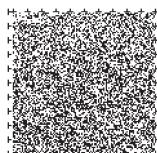
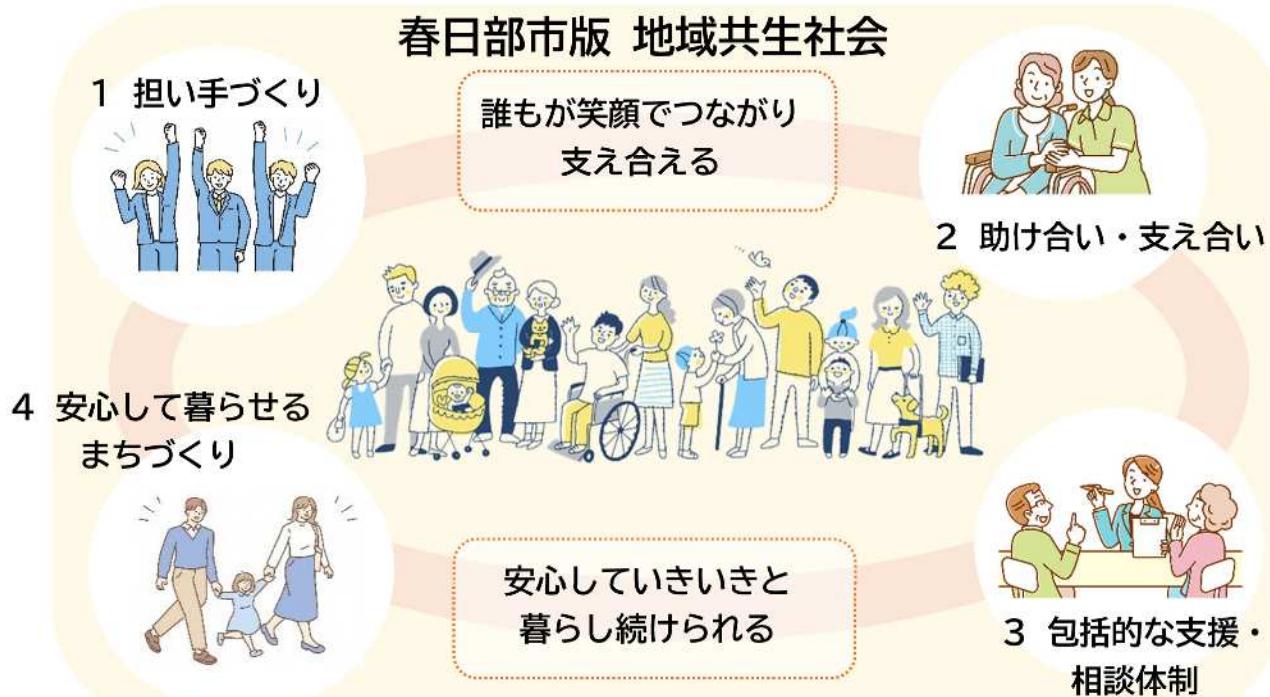
## 計画の理念・目標と体系

### 1 基本理念

#### 笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部

- 本市は、2023年度（令和5年度）を始期とする、今後5年間のまちづくりの指針となる「第2次春日部市総合振興計画（後期基本計画）」において、基本構想におけるまちの将来像「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」の実現を目指しています。
- 春日部市地域福祉計画において、基本理念として「笑顔でつながり 支え合う 安心して いきいきと暮らし続けられるまち 春日部」を掲げ、「地域共生社会の実現」をコンセプトとし、地域福祉推進の理念のもと、いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくりの推進に取り組んできました。
- 第2期春日部市地域福祉計画もこの基本理念を踏襲し、人と人が「笑顔でつながり」、「支え合う」仕組みづくりを進め、全ての市民が「安心して いきいきと暮らし続けられるまち」の実現を目指します。

(目指す将来像)



## 2 基本目標

- ・本計画では、第2章でまとめた地域福祉に関する現状と課題を踏まえ、基本理念の実現に向け、4つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 福祉意識の向上と担い手づくり(情報・人財<sup>※</sup>)

- ・全ての市民が福祉に対する理解を深めるよう、効果的に福祉に関する情報の発信と共有を進めていきます。地域や地域活動に関心を持つ市民が、地域福祉の担い手として活躍できるよう、地域と行政が協働で人財を育成し、地域活動を推進していきます。

※「人財」…地域福祉の担い手(人材)は、地域の財産(資源・宝物)であり大切な存在であることから、人「財」と表記しています。

### 基本目標2 助け合い・支え合いの仕組みづくり(地域)

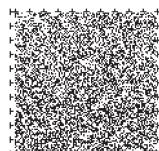
- ・市民同士が、まずは近所で困っている人に気付き、相談できる窓口や支援機関につなげられるよう、助け合い・支え合いの仕組みづくりを進めていきます。市民が主体的に課題を把握し解決や支援につなげていく地域づくりを目指します。

### 基本目標3 包括的支援体制づくり(基盤)

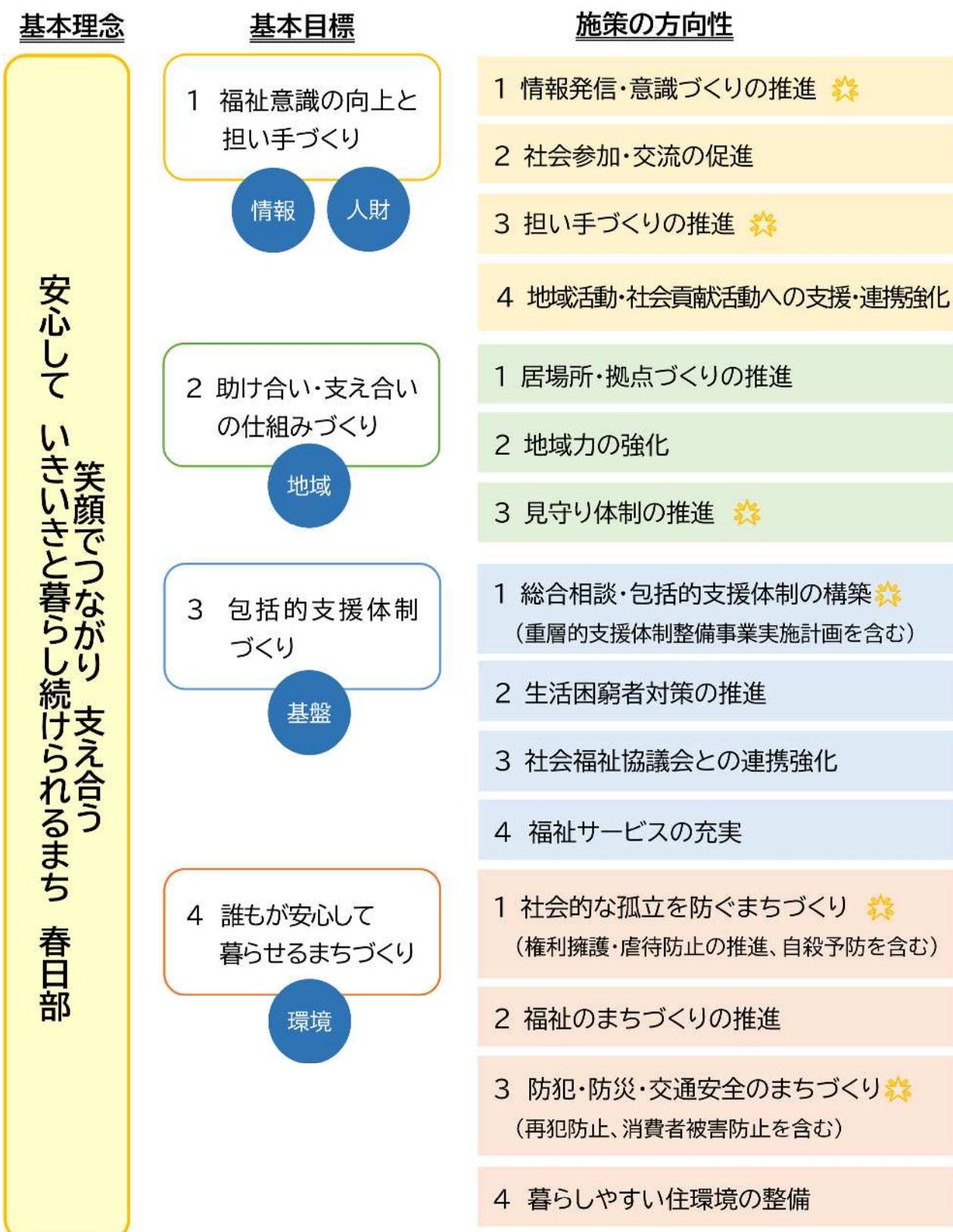
- ・地域生活に関連する専門機関などと連携・協力しながら、福祉サービスの提供基盤と総合的な相談支援体制づくりを進めていきます。また、児童分野・高齢者分野・障がい者分野などの分野間の連携や多機関の協働による包括的支援体制の構築を目指していきます。

### 基本目標4 誰もが安心して暮らせるまちづくり(環境)

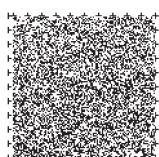
- ・個人の尊厳の尊重や虐待の防止のほか、孤立を防ぐ地域力の強化を進めていきます。
- ・交通安全・防犯・防災・まちづくり(環境・都市計画)などにおいて、住み慣れた地域で、誰もが安心して安全に暮らし続けることができるまちづくりを推進していきます。



### 3 計画の体系



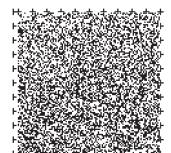
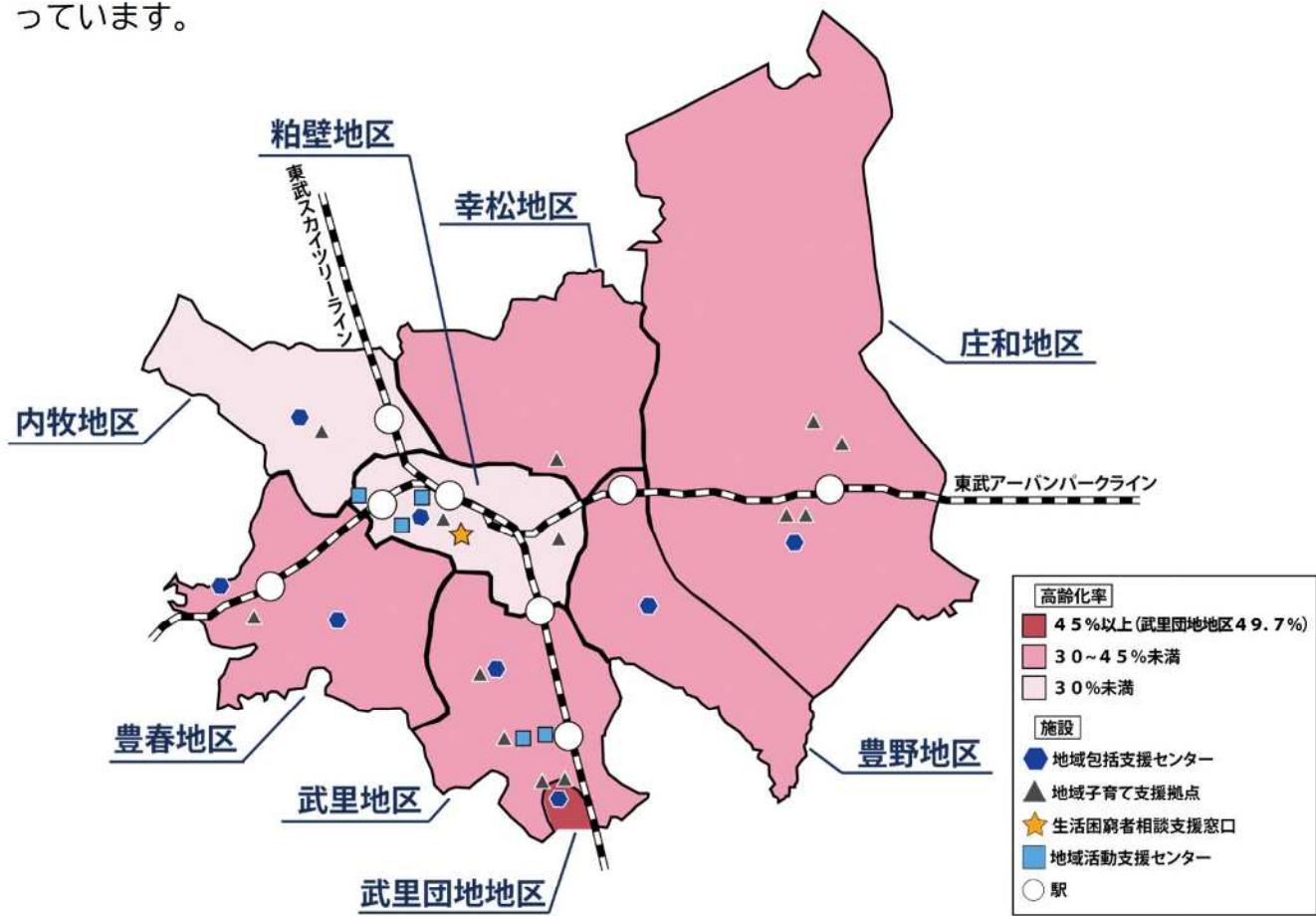
※ 重点施策



## 4 地域福祉の圏域

### ● (1) 圏域設定（8地区）と地域福祉の推進

- 本市では、より身近な地域福祉の推進機関として、市内7つの地区自治会連合会及び武里団地の地区のそれぞれに、社会福祉協議会の補助機関となる支部社協（粕壁、内牧、幸松、豊野、武里、武里団地、豊春、庄和）が設置され、地域の課題に応じた事業が実施されています。
- また、高齢化率や施設の分布等をはじめとして、居住環境や年齢構成には地区ごとに特徴がみられます。
- これらの状況から、地域福祉の圏域（住民により身近な圏域）として、市内7つの地区自治会連合会及び武里団地の地区の計8地区を設定し、地域特性が活かせる支え合いの仕組みづくりの構築を推進しています。
- 今後はさらに、地区内において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境づくり、生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制づくり、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築などに一層取り組むことも重要となっています。



## ● (2) 地域の重層的な捉え方

- ・地域福祉の取組みを進めていくにあたっては、市民に身近な隣近所や自治会などの活動から、春日部市全体の活動まで、取組み内容によって、その対象となる適切な範囲が異なります。そのため、本市では地域を3つの層として捉え、範囲ごとに応じた課題の把握と取組みを進め、重層的な地域づくりを行っていきます。
- ・第1層は、春日部市全体です。行政と福祉事業者などによる多機関の連携や、庁内における分野横断型の取組みを行います。
- ・第2層は、本市の地域福祉の基本的な圏域である8地区です。身近な地区の中で相談を受け止め、相談内容に応じて各相談機関が適切な対応を行います。また、そこで解決が困難な場合は、必要に応じてさらなる支援につなげます。
- ・第3層は、身近な隣近所や自治会・町内会です。市民同士のちょっとした見守りや支え合い、手助けなどのある関係づくりを進め、身近な人のSOSを早期発見し、解決につなげます。

日常のさりげない見守りや支え合い  
地域のSOS(課題)の早期発見



第3層(自治会・町内会)



身近な場所で相談を受けとめそれぞれの機関が  
適切に対応/必要に応じ、支援につなげる

第 2 層 ( 8 地 区 )

多機関の連携・協働・  
分野横断型の連携により解決



第 1 層 ( 市 全 域 )

